

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
あたる日
の翌日)

◇教委規則 文化財保護条例施行規則

教育委員会規則

鳥取県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

昭和五十年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県文化財保護条例施行規則

鳥取県文化財保護条例施行規則（昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

- 第二章 県指定保護文化財（第二条―第十三条）
- 第三章 県指定無形文化財（第十四条―第十六条）
- 第四章 県指定有形民俗文化財（第十七条―第十九条）
- 第五章 県指定史跡名勝天然記念物（第二十条―第二十四条）
- 第六章 県選定伝統的建造物群保存地区（第二十五条）
- 第七章 県選定保存技術（第二十六条）
- 第八章 雑則（第二十七条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 県指定保護文化財

（指定書及びその附書）

第二条 条例第四条第五項の規定により交付する県指定保護文化財の指定書は、様式第一号のとおりとする。

2 県指定保護文化財の員数に細目があるときは、当該指定書に様式第二号による附書を付さなければならぬ。この場合においては、附書は、当該指定書の一部分として取り扱うものとする。

3 前項の附書には、当該指定書の裏面にかけて割り印を押さなければならぬ。

（指定書の再交付）

第三条 県指定保護文化財の所有者は、指定書を亡失し、若しくは盗み取

られ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、その再交付を受け
ることができ。

2 前項の規定により指定書の再交付を受けようとする者は、様式第三号
による申請書に、その事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書
を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(管理責任者の選任等の届出)

第四条 条例第七条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出
は、様式第四号による届出書により行わなければならない。

(所有者の変更の届出)

第五条 条例第八条第一項の規定による所有者の変更の届出は、様式第五
号による届出書に、指定書及び所有権の移転を証明する書類を添えて行
わなければならない。

(所有者の氏名等の変更の届出)

第六条 条例第八条第二項の規定による所有者又は管理責任者の氏名若し
くは名称又は住所の変更の届出は、様式第六号による届出書により行わ
なければならない。この場合において、当該届出が所有者に係るもので
あるときは、指定書を添えなければならない。

(滅失、き損等の届出)

第七条 条例第九条の規定による滅失、き損等の届出は、様式第七号によ
る届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が
き損に係るものであるときは、写真又は見取図その他き損の状態を示す
書類を添えなければならない。

(所在の場所の変更の届出)

第八条 条例第十条本文の規定による所在の場所の変更の届出は、様式第

八号による届出書により、その変更しようとする日の二十日前までに行
わなければならない。

2 条例第十条ただし書の規定による所在の場所を変更した後にする届出
は、様式第八号による届出書により、その変更した日から二十日以内
に行わなければならない。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第九条 条例第十条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出
を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第十一条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又
は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十二条第一項又は第二項の規定による催告を受けて行う措置
又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十四条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保
存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十五条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在
の場所を変更しようとするとき。

五 条例第十六条第一項又は第二項の規定による催告又は命令を受けて
行う出品のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十条の規定による届出を行つて所在の場所を変更した後、当
該届出書に記載した指定書記載の場所に復する時期において、復する
ことを明らかにした場所に復するためには所在の場所を変更しようとし

るとき、及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つた後、変更前の
所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を
変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき、ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとするときを除く。

2 条例第十条ただし書の規定により所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

(現状変更等の許可の申請)

第十条 条例第十四条第一項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請は、様式第九号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

一 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。) の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

三 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

四 許可申請者が所有者以外の方であるときは、所有者の承諾書

五 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の方であるときは、管理責任者の承諾書

(着手及び終了の報告)

第十一条 条例第十四条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による終了の報告書には、その結果を示す写真又は見取図

を添えなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十二条 条例第十四条第二項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

一 県指定保護文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定保護文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。

二 県指定保護文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出等)

第十三条 条例第十五条第一項の規定による修理の届出は、様式第十号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて、当該修理をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。

一 修理の設計仕様書及び設計図

二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

2 条例第十五条第一項の規定により修理の届出を行った者は、当該届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

第三章 県指定無形文化財

(認定書の交付)

第十四条 教育委員会は、条例第十九条第二項又は第四項の規定により保持者又は保持団体を認定したときは、保持者又は保持団体に様式第十一号による認定書を交付しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の認定書の再交付について準用する。

(保持者の氏名の変更等の届出)

第十五条 条例第二十一条の規定による保持者の氏名の変更等の届出は、様式第十二号による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が次条第二号に掲げる事項に係るものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(条例第二十一条の届出を要する場合)

第十六条 条例第二十一条の教育委員会規則で定める事由は、次に掲げる場合とする。

一 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。

二 保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

第四章 県指定有形民俗文化財

(指定書及びその附書)

第十七条 条例第二十五条第二項において準用する条例第四条第五項の規定により交付する県指定有形民俗文化財の指定書は、様式第十三号のとおりとする。

2 前項の指定書には、様式第十四号による附書を付することができる。

この場合においては、附書は、当該指定書の一部として取り扱うものとする。

3 前項の附書には、当該指定書の裏面にかけて割り印を押さなければならない。

(現状変更等の届出)

第十八条 条例第二十七条第一項の規定による現状変更等の届出は、様式

第十五号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書

二 現状変更等を行うとする箇所の写真又は見取図

三 現状変更等が必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

四 届出者が所有者以外の方であるときは、所有者の意見書

五 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の方であるときは、管理責任者の意見書

(準用規定)

第十九条 第三条から第九条まで及び第十一条の規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置の基準等)

第二十条 条例第三十二条の教育委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 標識は、石造(特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他の材料)とし、鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物の別及び名称、鳥取県教育委員会の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)、指定年月日並びに建設年月日を彫り、又は記入すること。

二 説明板には、前号に規定する事項、指定の理由、説明事項、注意事項その他必要と認められる事項を平易な表現を用いて記載すること。

三 境界標は、石造又はコンクリート造とし、十三センチメートル角の

四角柱で地表からの高さは三十センチメートル以上とし、上面には指定地域を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界及び鳥取県教育委員会の文字を彫ること。

四 前三号に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設は、県指定史跡名勝天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するように設置すること。

2 条例第三十二条の規定により標識等の施設を設置しようとする者は、当該施設の設計仕様書、設計図(説明板の設置の場合は、その記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ教育委員会にその旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を報告しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十一条 条例第三十三条の規定による土地の所在等の異動の届出は、様式第十六号による届出書により、その異動のあつた日から三十日以内に行わなければならない。この場合において、地番、地目又は地積の異動が分筆によるときは、当該土地に係る登記簿の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を添えなければならない。

(現状変更等の許可の申請)

第二十二条 条例第三十四条第一項の規定による現状変更等の許可の申請は、様式第十七号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを
表示した実測図

三 現状変更等に係る地域の写真

四 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の方であるときは、所有者の承諾書

六 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の方であるときは、管理責任者の意見書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の方であるときは、管理団体の意見書

(維持の措置の範囲)

第二十三条 条例第三十四条第二項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

一 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 県指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(準用規定)

第二十四条 第四条から第七条まで、第十一条及び第十三条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第六章 県選定伝統的建造物群保存地区

(選定の申出)

第二十五条 条例第三十六条第一項の規定による県選定伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、様式第十八号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 選定の申出に係る伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の位置及び範囲を示す図面

二 保存地区の保存計画に係る図面

三 保存地区の概況を示す写真

四 その他参考となるべき資料

第七章 県選定保存技術

(準用規定)

第二十六条 第十四条から第十六条までの規定は、県選定保存技術について準用する。

第八章 雑則

(保護台帳)

第二十七条 教育委員会は、文化財保護台帳を備え、必要な事項を記入しておかなければならない。

附則

1 この規則は、昭和五十一年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県文化財保護条例施行規則の規定により提出されている届出書及び申請書は、この規則の相当規定により提出された届出書及び申請書とみなす。

様式第1号 (第2条関係)

(表)

第	鳥取県指定保護文化財指定台帳	第
号	鳥取県教育委員会	号
の	鳥	の
印	取	印
の	県	の
印	教	印
の	育	の
印	委	印
の	員	の
印	会	印
の	印	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	年	印
の	月	の
印	日	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の
印	月	印
の	年	の
印	日	印
の	月	の
印	年	印
の	日	の

(裏)

様式第2号 (第2条関係)

鳥取県指定保護文化財指定書附書

第 / 号

名称

員数

鳥取の細目並びに構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴

割り印

所有者

所有者の住所

所在の場所

交付又は再交付の年月日

所有者

所有者の住所

所在の場所

変更の年月日

備考

一 次の場合には、条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならないことになっています。

1 鳥取県指定保護文化財の所有者が変更したとき。

2 鳥取県指定保護文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

3 鳥取県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

二 次の場合には、条例の規定により、指定書を返付しなければならないことになっています。

鳥取県指定保護文化財の指定を解除されたとき。

様式第3号 (第3条関係)

文化財指定書再交付申請書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例施行規則第3条の規定により指定書の再交付を申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
亡失(盗難、滅失、破損)の年月日及び場所	
亡失(盗難、滅失、破損)の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第4号 (第4条関係)

文化財管理責任者選任(解任)届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第7条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
管理責任者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者の職業及び年齢	
選任(解任)の年月日	
選任(解任)の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第5号 (第5条関係)

文化財所有者変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□□□

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
旧所有者の氏名又は名称及び住所	
新所有者の氏名又は名称及び住所	
変更の年月日	
変更の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第6号 (第6条関係)

文化財所有者 (管理責任者) 氏名 (名称)

又は住所変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□□□

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
変更前の所有者 (管理責任者) の氏名若しくは名称又は住所	
変更後の所有者 (管理責任者) の氏名若しくは名称又は住所	
変更の年月日	
その他参考となるべき事項	

様式第7号(第7条関係)

文化財滅失(き損、亡失、盗難)届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者があるときは、その氏名又は名称及び住所	
滅失(き損、亡失、盗難)の事実の生じた日時及び場所	
滅失(き損、亡失、盗難)の事実の生じた当時における管理の状況	
滅失(き損、亡失、盗難)の原因並びにき損の程度、その箇所及び程度	
滅失(き損、亡失、盗難)の事実を知つた日	
滅失(き損、亡失、盗難)の事実を知つた後に執られた措置	
その他参考となるべき事項	

様式第8号(第8条関係)

文化財の所在の場所変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者があるときは、その氏名又は名称及び住所	
現在の所在の場所	
変更後の所在の場所	
変更しようとする(した)年月日	
変更しようとする(した)事由	
現在の所在の場所に属することが明らかなきときは、その旨及び時期	
その他参考となるべき事項	

様式第9号 (第10条関係)

文化財現状変更等許可申請書

鳥取県教育委員会 殿
鳥取県文化財保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日 申請者 郵便番号 □□□□-□□
住所
氏名(法人にあつては、名)
(称及び代表者の氏名)

㊟

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者があるときは、その氏名又は名称及び住所	
現状変更等をする事由	
現状変更等の内容及び実施の方法	
現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	
現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
その他参考となるべき事項	

様式第10号 (第13条関係)

文化財修理届出書

鳥取県教育委員会 殿
鳥取県文化財保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり届けます。

年 月 日 届出者 郵便番号 □□□□-□□
住所
氏名(法人にあつては、名)
(称及び代表者の氏名)

㊟

文化財の種類、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
管理責任者があるときは、その氏名又は名称及び住所	
修理を必要とする事由	
修理の内容及び方法	
修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期	
修理の着手及び終了の予定時期	
修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
その他参考となるべき事項	

様式第11号 (第14条関係)

(表)

第 号	認 定 書	割 り 印	鳥 取 県 教 育 委 員 会 印	年 月 日	年 月 日 生
(表名、雅号等)					
殿					
右名鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定無形文化財の保持者(保持団体)として認定する。					

(裏)

指定の要件

備考

再交付の年月日

交付の年月日

- 一 認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、再交付を申請することができます。
- 二 保持者又は保持団体が氏名、名称等を変更したときは、さきに交付した認定書と引き換えに再交付します。
- 三 保持者又は保持団体が認定を解除されたとき(保持者が死亡したとき、及び保持団体が解散したときを除く。)は、認定書を返付してください。

様式第12号 (第15条関係) その1

文化財保持者 (保持団体) 氏名 (名称、芸名、雅号等)
又は住所 (事務所所在地) 変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類及び名称	
認定年月日	
変更前の氏名 (名称、芸名、雅号等) 又は住所 (事務所所在地)	
変更後の氏名 (名称、芸名、雅号等) 又は住所 (事務所所在地)	
変更の年月日	
変更の事由	
その他参考となるべき事項	

その2

文化財保持者 (保持団体) 死亡 (解散) 届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

文化財の種類及び名称	
認定年月日	
保持者 (保持団体) の氏名 (名称) 及び住所 (事務所所在地)	
死亡 (解散) の年月日	
死亡 (解散) の事由	
その他参考となるべき事項	

その3

文化財保持者心身故障届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名

㊦

文化財の種類及び名称	
認定年月日	
心身の故障の生じた年月日	
心身の故障の状況	
その他参考となるべき事項	

その4

文化財保持団体代表者変更(構成員異動)届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

㊦

文化財の種類及び名称	
認定年月日	
保持団体の名称及び事務所の所在地	
旧代表者(旧構成員)の氏名及び住所	
新代表者(新構成員)の氏名及び住所	
新代表者(新構成員)の生年月日及び経歴	
変更(異動)の年月日	
変更(異動)の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第18号 (第17条関係)

(表)

第 号	鳥取県指定有形民俗文化財指定書	割り印
名称	鳥取県教育委員会	印
員数		
	形状 寸法 重量又は品質その他内容を示す事項	
	右を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定有形民俗文化財に指定する。	
年 月 日		

(裏)

備考

一 次の場合には、条例の規定により、指定書を添えて届け出なければなりません。

1 鳥取県指定有形民俗文化財の所有者が変更したとき。

2 鳥取県指定有形民俗文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

3 鳥取県指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

二 次の場合には、条例の規定により、指定書を返付しなければなりません。

鳥取県指定有形民俗文化財の指定を解除されたとき。

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日

様式第16号 (第21条関係)

土地の所在 (地番、地目、地積) 変更届出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日 届出者 郵便番号 □□□□-□□□□

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

文化財の種類及び名称	
指定年月日	
文化財の所在地	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者があるときは、その氏名又は名称及び住所	
管理団体があるときは、その名称及び事務所の所在地	
移動前の土地の所在 (地番、地目、地積)	
移動後の土地の所在 (地番、地目、地積)	
変更の年月日	
変更の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第17号 (第22条関係)

文化財現状変更許可申請書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日 申請者 郵便番号 □□□□-□□□□

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

文化財の種類及び名称	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在地	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者があるときは、その氏名又は名称及び住所	
管理団体があるときは、その名称及び事務所の所在地	
現状変更等をする事由	
現状変更等の内容及び実施の方法	
現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更に係る事項	
現状変更等の着手及び終了予定時期	
現状変更等に係る地域の地番	
現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
その他参考となるべき事項	

様式第18号 (第25条関係)

伝統的建造物群保存地区選定申出書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県文化財保護条例第36条の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

市町村教育委員会 図

文化財の名称	
保存地区の決定年月日	
保存地区の所在地及び面積	
保存地区の保存状況	
保存地区の伝統的建造物群の特性	
保存地区の保存計画	
その他参考となるべき事項	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価】一部一箇月五百円(送料を含む。)